三原市ふれあい訪問給食サービスの利用申請にあたって

１　事業目的

ひとり暮らし高齢者等に対し，高齢者のおかれた環境・状況を調査したうえで給食サービスを提供することにより，高齢者の健康を保持し，あわせて孤独感の解消及び安否の確認を図る。

２　対象者

見守り・安否の確認が必要な方のうち，65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯で，虚弱及び疾病等の理由により調理又は食材の調達が困難な者（世帯分離をしていても同居している家族がいる場合は利用不可），その他特に市長が認めた者（例：同居者が不在で実態は独居・同居の子が障害者である等サービスの利用が必要と考えられる場合，ケース会議を開催し，検討します）。

３　サービス内容

利用者負担金：600円／食（R4.6.1～）

利用日：月～土のうち週5回まで　昼・夕いずれか1日1食

４　申請に必要な書類（ホームページに様式を掲載しています）

①　三原市ふれあい訪問給食サービス利用登録申請書（様式第１号）

②　三原市ふれあい訪問給食　アセスメント票（様式第１号と両面印刷をお願いします。）

③　同意書

④　介護保険サービス利用者は,「居宅サービス計画書(1),(2)」

⑤　介護保険サービス利用者は,「週間サービス計画表」の写し,または「介護予防サービス支援計画書」及び「週間支援計画表」の写し

５　その他

（１）通所介護・訪問介護の利用時間帯は，訪問給食サービスを利用できません（見守り・安否確認という目的が通所・訪問により達成されているため）。通所介護・訪問介護の利用時間帯を除き，利用者が在宅時間に訪問給食サービスを利用してください。

（２）利用開始後，住所の変更，サービス利用の中止・休止，利用者の死亡等があった場合，三原市ふれあい訪問給食サービス利用者異動届（様式第３号）を作成し，提出してください。

（３）様式第１号の記載内容に変更があった場合，（三原市ふれあい訪問給食サービス利用アセスメント票（再提出・変更用）を作成し，市へ報告してください。

（例：サービスの休止・再開，家族との同居等世帯状況の変化，緊急連絡先の変更，サービス希望曜日の変更等）

（４）サービスの中・休止や希望曜日の変更等，急ぎの案件については，市及び委託事業者へ電話等で連絡してください。

問い合わせ先

高齢者福祉課地域福祉係

TEL：0848-67-6055